

Theatre & Policy

シアター&ポリシー
通巻 第105号
2017年11月1日 発行

ホスピタルシアタープロジェクト 2017～多感覚演劇～

アラビアの風にのって



新たな作品をもって、ホスピタルシアタープロジェクト 2017 が始動します。

じっとしていられなくても、座っていられなくても、大丈夫。
安全で、安心できる環境のもとで、舞台と客席を分つことなく
寄り添うようにして、美しい体験をもたらす。

2017年度のテーマは、「アラビア」。

自閉症等の知的障がいや、重度の重複する障がい、難病の子どもたちとその家族の
ために、バリアフリーの環境のもと、五感を刺激する多感覚演劇をもって都内 4
カ所をツアー上演いたします。

とりわけ、2017年度のチャレンジは、1回6組のご家族の少人数制を維持しながら、
元気溢れる（というより、じっとしていられない）子どもたちのための『元気系』
のパフォーマンスと、身体を動かせない、動かしたくない、強い音や刺激は苦手と
いう子どもたちのための『優し系』のパフォーマンスの2つのバージョンを創造し
て提供することです。



英国の劇団オイリーカートの理念と手法、さらにリラックス・パフォーマンスの概
念を一体化させた、ライブの音楽と五感を刺激するマジカルなパフォーマンスで
す。

プレビュー公演

綾瀬あかしあ園（足立区綾瀬）

2017年11月19日（日） 11:00 優し系 / 14:30 元気系

ツアー公演

島田療育センターはちおうじ（八王子市台町・JR 西八王子）

2017年12月9日（土） 12:30 優し系 / 15:30 元気系

2017年12月10日（日） 11:00 優し系 / 14:30 元気系

コミュニティカフェななつのこ（世田谷区烏山・京王線千歳烏山）

2018年1月7日（日） 11:00 優し系

2018年1月8日（月・祝） 11:00 優し系 / 14:30 元気系

シャロームみなみ風（新宿区弁天町）

2018年1月28日（日） 11:00 優し系 / 14:30 元気系



参加費、申込方法、アクセス等につきましては、ホームページをご覧ください。

<http://www5a.biglobe.ne.jp/htp-top1.htm>

写真は国立精神神経医療研究センター病院での試演会の模様です。Photo by Tomoko Kosugi

*Creating an Inclusive Theatre of Aesthetic Experience
for All Children and Their Families*

アラビアの風にのって



テーマを「アラビア」に決めたきっかけは、5月から6月にかけて、英国を訪れた際、初めてエミレーツ航空を使い、その乗り継ぎ地の「ドバイ」であまりにきらびやかなアラビアン・グッズに魅了されたことにある—どうやら私も光るものに魅せられる人種だったらしい。同時に、「アラビアン」という言葉からは、郷愁にも似た甘いオリエンタルの響きと、奇想天外な冒険物語が思い起こされてくる。物語をちゃんと覚えているわけではないのに、ほとんど妄想に近いまでに、空想は大きく飛躍し始めるのだ。その力を借りることにした。

時代が大きく変化する中で、いま、ほとんどの児童青少年は「アラビアン・ナイト～千夜一夜物語」を知らないと聞く。長く施設や病院で暮らす子どもたちであれば尚更のことだ。アラビアといっても、私たち大人世代のようなイメージを喚起することはないだろう。だが、大人たちは上記に綴ったように、何かドキドキ、ワクワクしたのを感じ、そのエキゾチックなイメージを膨らませる。実際、9月20日、小平市にある国立精神神経医療研究センター病院で試演を行った時、医療スタッフやボランティア、家族たちが、カンパニーが衣裳をつけて通り過ぎただけで、声が上がりがわつくのを見た。誰もが笑顔になった。家族やスタッフに伝染するアラビアの魔法は、当事者たちにも確実に届くはずだ。

試演会は、重度の方々の多い病棟で行われた。3分の2がストレッチャー、残る3分の1が車椅子で参加した。23名。それぞれに医療・介護スタッフ、ボランティア、家族がつき、かなりの人数となった。当初から担当者との重度の当事者たちには、身近なテーブルトップのパフォーマンスが望まれるだろうと相談していたが、それだけではつまらないと感じていた。そこで空中でのパフォーマンス—もちろん、アラジンのように空を飛ぶ、訳にはいかない。だから、アラビアの風を起こすことにした。ストレッチャーの上を、光る風が駆け巡る。このあたりの仕掛けは、ツアー公演で確かめてほしい—ただ、ツアーでは試演会ほど充実した数のキャスト数が用意できないため、少しばかり控え目にはなるけれど。ほとんどオーダーメイドで挑んだ試演会の贅沢さは、一人ひとりにどのように届いたのだろうか？

試演会を終え、いま「元気系」と「優し系」—2種類のパフォーマンスの創造が進められている。新しいアイデアもまだまだ飛び出してくるだろう。ライブ・パフォーマンスでのみ可能となる美しい体験を探っている。ホスピタルシアタープロジェクトに着手した当初は、障がいをもった子どもたちが楽しむことを目的としていた。しかし、いま、それだけで十分だとは思えなくなった。美しく湧き立つような体験を、その空間と時間を、そしてその後に残る記憶を、家族とともにわかちあうことこそが、ホスピタルシアタープロジェクトのめざすものになってきた。これは障がいや病気のあるなしの問題ではなく、誰にとってもそうなのだ。

エビデンスやインパクトが強く求められる時代の中であって、このようなパフォーマンスの効果は立証しにくいものかもしれないが、精神論だけで続けてはならないと感じている。言葉にできない、大きく反応しえないいまなごしの中にあるものを探っていきたい。(中山夏織／プロデューサー)



ケープタウン滞在記録 2

弓井 茉那

アシテジ（国際児童青少年舞台芸術協会）の世界会議、そして児童青少年演劇フェスティバルである、『CRADLE OF CREATIVITY 19th ASSITEJ World Congress』にて行われた、児童演劇の若い担い手のネットワーキングを目的とした「NEXT GENERATION」プログラム（以下、NEXT）。日本からの参加者として選出され、南アフリカに滞在した記録を綴る2回目。

滞在3日目、この日は5時間程ほど使って、「Viewpoint」のワークショップを受けた。「Viewpoint」は、アメリカの振付家、メアリー・オーバーリーが1970年代に即興でのアクティングの方法として開発した理論。ワークショップは、アメリカで演出家として活躍するエルヴィン・マースが進行した。

Viewpoint は舞台空間の構成要素を、空間／形状／時間／物語／移動／感情／物語に分けて分析し、これらの要素を使って即興で作品を作る。物語が何よりも優先された70年代において、舞台空間を構成する要素を解体して再構築する試みは変革的だったとのこと。

ワークショップでは、全員で部屋中を歩き、さまざまな歩く速度を確かめたり、全員で手をとってお互いに支え合いながら前後に倒れる導入をやった後、いくつかの動き（直線的動く、曲線的に動く、止まる、歩く）を試した。また、誰もいない空間に対して、一人ずつ入って行って空間を構成したりもした。

いくつかの選択肢を持ち、また自分でひとつだけ選んだ言葉を使って、即興で短いシーンを作ることもやってみた。

私にとって Viewpoint はどこかでやったことのあるもので新鮮さは無かった。（それだけ演技法に浸透しているのだろうか）しかし、NEXTのプログラムが始まってまだ3日目ということもあり、メンバーのことをお互いよく知らない状態だったのだが、こういう即興をやると、その人の人となり、何を大切に

にしているのか、どういう行動のタイプだかが何となく分かっておもしろかった。

NEXTのメンバーは、プロデューサーもいれば研究者もいて、実演家ばかりではなかったのだが、グループの共通言語を作る時に、私たちが取り組んでいることの基本のところである、「演劇を作る」ということに立ち返るような感じがしておもしろかった。

■ 南アフリカで「物語る」、ということ

世界会議とフェスティバルでは、作品の上演だけでなく、「フォーカス・デイ」と題して一日ひとつテーマを設け、それに併せたトークやワークショップが行われる。そのテーマに興味を持った人に対しては、「この上演を観るといいですよ」と、フェスティバルの中の作品がテーマ別にいくつかピックアップされてパンフレットに掲載されている。

「フォーカス・デイ」の一日目のテーマは、「シアター・アンド・ストーリーテリング Theatre and Storytelling」だった。

「ストーリーテリング」と聞くと、あまりピンと来ないのだが、日本語で言うと、語り、物語ること、と訳すだろうか。ストーリーテリングを行う「ストーリーテラー」を「語り部」と訳した時、広島原爆資料館で、被爆体験を語る語り部の人たちのことを連想した。だとすると、演劇祭のプログラムに「ストーリーテリング」がテーマとして掲げられることは、私にとって少し意外で新鮮な感じがした。

NEXTの参加者の中には、ケニアからのストーリーテラーがいた。彼にケニアでどのような活動をしているのかと聞くと、主に学校や図書館、コミュニティなどで「物語を語る」活動をしているとのこと。物語は、民話や昔話から、個人の体験までさまざまだという。

ちなみにNEXTには、もう一人ストーリーテリングをしている参加者がいた。アメリカからの参加者で、ネイティブ・アメリカンの子孫だという彼女は、ネイティブ・アメリカンの歴史を伝える博物館に勤務している。そこで子ども向けに、歴史を伝える取り組みを企画したり、自身もコミュニティでストーリーテリングの活動をしている。フェスティバルでは彼・彼女たちだけでなく、ストーリーテラーと名乗る多くの人に出会った。ケニアでは、ストーリーテリングのフェスティバルがあるそうだ。

ケニアから参加の、NEXTメンバーのストーリーテラー・ジョンは、「フォーカス・デイ」の中でワークショップを進行し



ていたので、事前に NEXT の参加者に向けて、このワークショップの一部をやってくれた。

二匹のヤギが山頂で会う、という物語の冒頭を、進行役が手遊び歌のような感じで、体を使ってリズムをとって、歌う。手でヤギを表現して、自分の肩から腕を山に見立てて、山を登る。それをみんなが真似する。楽しくなって、進行役への関心が高まってから、語りが始まる。子どもが物語の冒頭に、語りの世界に入りやすくするための工夫らしい。「語る」ということに、演劇的な工夫が盛り込まれていて、興味深かった。

南アフリカでは、「物語る」ということに、どのような意味があるのだろうか。フェスティバル中に参加したいいくつかのワークショップで、ストーリーテリングの活動をやっている人たちが口々に言っていたことが印象に残っている。「語ることそのものが最大の抵抗運動だ」ということ。黒人奴隷の歴史、先

も描いた。

豚を演じる俳優たちの熱量が激しく、また強い照明や血を思わせる赤い布や小道具や美術を使ったグロテスクにも感じる演出が強い印象をこちらに与える。豚たちの支配は、怒りに満ちて強権的でありながら、しかしどこか物悲しい。観賞後は、ただただ「すごかった...」としばし呆然としてしまった。

ふと、この作品が「ストーリーテリング」に関心を持つ人へのおすすめ作品としてピックアップされていたことを思い出した。この作品は寓話なので、当然ながら演じる俳優たちが作品を信じきっている、という印象は受けないのだが、しかし突き放しているという印象も受けなかった。前回の滞在記でも触れた、『Karoo Moose』という作品にも通じることだけれど、南アフリカで作られた作品には、物語の受け手に物語の判断の是非が委ねられている印象を受ける。しかし、「物語る」という行為をお手柔らかなにはやってくれないというか、「物語る」という行為自体が強さを帯びていて、ショッキングなのだ。まるで、物語を消費するな、と叱咤されている気分である。

南アフリカで「物語る」ということとはどういうことなのだろうか。粗末な訳で申し訳ないが、パンフレットに掲載されていた南アフリカの詩人、Antjie Korog の言葉を紹介したいと思う。



の記事でも少し触れた女性差別の問題、未だに残る黒人の不当な扱いなど、簡単に解消されないことをそれでも尚、語り続けることが重要である、と。

「ストーリーテリング」に関連する作品として、南アフリカ・ヨハネスブルクのカンパニー、Shakexperience『Animal Farm』(ジョージ・オーウェル作『動物農場』)を鑑賞した。人間の農場主が動物たちを搾取していることに気づいた動物たちが、農場主を追い出し、豚の指導の下で「動物主義」に基づく「動物農場」をつくりあげる。動物たちの仲間社会で安定を得たが、しかし、争いが絶えず、最後はお互いを理解できない混乱と恐怖に陥っていく。結果的に支配者が入れ替わっただけで、人間が支配していた時以上に抑圧的で過酷な農場となる。

原作は、ソ連の痛烈な批判として書かれた作品であるが、普遍的な人間の支配構造を描いていて皮肉だけれど古さを帯びないので、ヨーロッパでも度々観劇した。

Shakexperience の上演では、キャストを黒人女性だけで上演し、黒人奴隷の歴史・そして現在もなくなる差別的批判、そして家父長的な意識、男性だけで行われる政治体制への批判



「私たちが何者なのかを知るために、世界を理解するために、私たちは物語を語る。私たちは物語ることを通して、私たちの社会のアイデンティティを構築する。人生は物語よりも豊かだ。だけれども、物語もまた、私たちの混乱極まる世界を創造的に整理しようとする。」

(ゆみいな／はいゆう)

モロッコ法

芸術家の地位に関する法 71-99 号 Dahir (王令) n°1-03-113
(2003 年 6 月 19 日)
(略)

次のとおり決定した：

上院および下院によって採択された芸術家の地位に関する法 71-99 号は、現行王令に従って、公布され、公報において公表される。

Rabat にて。2003 年 6 月 19 日

署名：Driss Jettou 首相

芸術家の地位に関する法 71-99 号

前文

創作の豊かさと多様性および表現の多様性によって常に特徴づけられるモロッコ王国の国民資産に鑑み、神に祝福されたモロッコ国王ハサン 2 世によって、我が国における学術シンポジウムおよび会議へ向けられたメッセージにおける王の指令、神に讃えられた国王モハメド 4 世が、芸術家の精神的状況および芸術的創作とそれを広める体制を絶えず重視するという大いなる配慮から始まり、芸術的生産技術の発展が、芸術家の地位、芸術企業の奨励および芸術的生産物の普及の分野での新たな実務の導入の再検討を必要としていることに鑑み、モロッコ人アーティスト、すべての表現と行動が、国民のアイデンティティの保持、国民における文化的地位の基盤の強化と防御に深く関与している事実を鑑み、神により加護された国王モハメド 4 世の、芸術家に対し、その尊厳を保持し、職業集団を組織し、かつ、芸術家に創作とその継続を補償するための法的地位を与えようという意思に鑑み、(次のとおり決定した)

第 1 章 前提規定

第 1 条：定義

1 労働契約または請負契約の枠内で、もしくは、第三者に販売され、賃貸されまたは公共の行政、地方自治体もしくは公の施設のために行われることを目的とする芸術作品の製作の枠内で、対価として報酬を受け取り、常時または断続的に芸術活動を行うすべての自然人は、芸術家とみなされる。

2 芸術的創作または芸術的上演を目的とするすべての活動は、芸術活動とみなされる：

- 自然人によって製作されたすべての芸術作品、特に、映像、写真、美術、音楽、演劇、文字または口頭による芸術的文学、舞踊の振付の領域におけるものは、芸術的創作を構成する。
- 自然人により、方法のいかなを問わず、芸術作品の一部または全体を芸術的に提示または実現することを目的とする全ての行為、特に、音楽、演劇、バラエティ、サーカス、マリオ

ネットの見世物の領域におけるものは、芸術的上演を構成する。

3 対価として報酬を支払い、芸術活動を実現することを目的とする労働契約または請負契約を芸術家との間で締結するすべての自然人または法人は、芸術企業とみなされる。

4 芸術家と芸術企業との間で個別に締結された全ての契約は、個人契約とみなされる。芸術家団体と芸術企業との間で締結されたすべての契約は、団体契約とみなされる。

5 芸術サービスエージェンシーとは、芸術的労働関係において、仲介人が契約の当事者となることなく、芸術的労働の需要供給関係を合致させる全ての法人をいう。

6 本法によって、上記の定義が適用される全ての者に配布される職業カードを創設する。このカードの配布の条件および方法は、規則によって定める。

第 2 条：次のものは、本法において、報酬とみなされる。

- 芸術活動の遂行のために芸術家によって受領される金銭、および金銭か現物かを問わずすべての付随品。
- 特権または著作権の一つを放棄することの代償として、芸術家によって受領され、かつ芸術的創作または芸術的上演の利用から生じたすべての支払い。

第 2 章：芸術企業と芸術家の関係

第 3 条：

芸術企業と見世物の芸術家との間の契約は、有期または特定の芸術活動の実現のために締結される。

第 4 条：

芸術企業と見世物の芸術家との間の契約は、労働契約と同視される。

労働契約は、特定の見世物を提示し、または芸術作品を集合的に実行するために雇われた芸術家のグループに共通のものとなりうる。この場合、契約は、各芸術家の名前を明らかにし、個別に報酬を定めなければならない。署名された上記集団契約の写しは、各芸術家に手渡され、かつ、場合によっては、一または複数の芸術的実演の無償性に言及しなければならない。

集団的労働契約は、署名者が、集団的労働契約に示された芸術家各自の署名された書面による委任を受けることを条件として、グループの芸術家一人の書面によってのみ有効性を与えられ得る。

集団的労働契約は、各芸術家の姓名の隣にその報酬が記載されなければならない。

第 5 条：

契約が、集団的で、かつ、グループに関する場合、見世物の芸術家のみが、労働契約の範囲内でその芸術活動を行うとみなされる。

契約の性質、個人的かまたは集団的かに関わらず、報酬の支払い方法、その額および当事者によって契約に与えられた性質決定は、芸術企業と見世物の芸術家との間の労働契約の性質を何ら変更しない。芸術家が個人的にまたは他の者と共同で使用

する物品の全部または一部の所有者であるという事実は、個人的に見世物に参加している限り、契約の性質の上で何らの効果も生じさせない。

第 6 条：

芸術企業に雇用された芸術家は、本法またはその他の立法において定める特別な規定がある場合を除き、かつ、文学的美術的著作物の保護、または公職にある芸術家によって実現される美術的著作物の分野について定められた規定は別として、契約の名称にかかわらず、労働法典の規定が適用される給与所得者とみなされる。

芸術企業と芸術家との関係は、法律上の規定に加え、職業倫理の尊重に根ざすものでなければならない。

第 7 条：

芸術企業と見世物の芸術家との間で締結される労働契約は、書面によって作成されなければならない。

見世物の芸術家と芸術企業との労働契約は、芸術家の職業的地位、その報酬または契約期間が変更されるたびに、修正されなければならない。

第 8 条：

契約の濫用的破棄はすべて、契約において定められた条件に従って、他方当事者の利益に、定められた補償に対する権利を与えるものとなる。当該条件の定めがない場合、労働法典において定められた契約の濫用的破棄に関する規定が適用される。

第 3 章：報酬

第 9 条：

15 日を上回る期間を必要とする芸術活動を提示または実現する場合、契約期間の終了時または合意された芸術作品の実現の終了時に全額を受領するように、芸術家が 15 日毎に報酬に対する前払金を必ず受領することを条件として、芸術家と芸術企業の合意によって、報酬支払日を定めることができる。

第 10 条：

報酬の額は、契約に記載されなければならない。

契約は、上記 2 条の a) に定める報酬と b) に定める報酬との間で、区別して作成しなければならない。

第 11 条：

報酬支払いの受領書は、税金および実施した天引きならびに下記 13 条に定める負担金を明記して交付しなければならない。

第 12 条：

見世物の芸術家は、債権および契約法典に関する 1913 年 8 月 12 日王令の 1248 条の条文の規定の適用およびその定める条件に従って、芸術企業の企業の動産全体をもって、見世物の芸術家に対して負担する報酬および補償金を補うために、同法に定める権利を享受する。

芸術企業による契約の濫用的破棄によって生じた法的補償は、同一の序列で同一の権利が与えられる。

第 4 章：社会的保護

第 13 条：

本法の規定の適用をうける芸術家は、労働災害、社会保障および基本医療保障に関する立法の定めを享受する。

文化担当の政府当局は、発効している法の枠内において、芸術家のために福祉事業の財政手段の整備を監視する。

第 5 章：未成年の芸術家

第 14 条：

未成年の保護者の同意を得た上、労働監督官により事前に発行された書面による許諾と、文化担当の政府当局に対するその通知がないかぎり、公の見世物において俳優または実演家として 18 歳未満の未成年を雇用することは、禁止される。

労働監督官は、その発意により、またはそのための権限のある全ての者の発意により、理由ある決定によって事前に与えられた許諾の撤回手続をとることができる。

第 15 条：

メディアまたは大学の活動の範囲内で調査や学術的研究を行う場合を除き、その芸術活動に厳密に関連する情報以外の、18 歳未満の未成年に関する全てのコメント、出来事または情報は、方法のいかんを問わず、公表してはならない。同様に、未成年を利益を強調して芸術家の職に専心させる、すべての広告を発することもしてはならない。

第 16 条：

16 歳以下の未成年に対し、危険な暴力的芸当またはその生命、健康または精神に危険をもたらす実演を行わせてはならない。

第 17 条：

上記 15 条および 16 条の規定に違反した場合、労働監督官は、実演を禁止するために管轄を有する地方の行政当局に介入を求めることができる。検察庁は、それを通知される。

第 6 章：芸術サービスエージェンシー

第 1 款：芸術サービスエージェンシーの設立

第 18 条：

芸術サービスエージェンシーは、規則によって定められた管轄を有する当局の許諾により設立される。エージェンシーは、対価を得て、劇場、オーケストラ、バラエティの見世物、映画、ラジオおよびテレビもしくはサーカスまたはその他すべての娯楽関連企業において、芸術家をセールスする役割を負う。

第 19 条：

上記 18 条に定める許諾は、会社形態をとる芸術サービスエージェンシーにのみ与えられる。

確定判決によって名誉刑を宣告された者によって経営される芸術サービスエージェンシーは、当該許諾を与えられまたはそれを保持することはできない。

第 20 条：

この許諾の申請は、芸術サービスエージェンシーに関する情

報、特に、規則によって定められる方法に従って、その住所、経営者の国籍、行おうとする芸術活動の性質および使用するモデル契約書に関する情報、ならびに銀行口座番号および資本金の額に関する情報を提供して行わなければならない。

いかなる時点でも、芸術サービスエージェンシーに対して、補足の情報を提供することを求めることができる。

第 21 条：

芸術サービスエージェンシーの責任者は、そのセールス活動を実行する際に、性質のいかんを問わず、預託金または補償金を入れさせまたは受領してはならない。

芸術企業家は、芸術サービスエージェンシーによって要求される報酬を単独で負担する。セールスの利益をうける芸術家は、いかなる対価支払いの責任も負担しない。

第 22 条：

芸術サービスエージェンシーが芸術企業から受領する報酬の額は、次の比率を超えてはならない：

- 15 日を超えない雇用期間については芸術家のギャラの 2%
- 15 日から 30 日までの雇用期間については芸術家のギャラの 5%
- 1 か月を超える雇用期間については芸術家のギャラの 10%

本条に定めるギャラは、上記 2 条 a) に定める報酬に従って計算される。

第 23 条：

芸術サービスエージェンシーは、必要な管理を実施し、芸術の領域における雇用に関する規定の尊重を確認するための登録を行わなければならない。登録の形成および記載事項は、規則により定められる。

第 7 章：特別規定

第 24 条：

公の行政、地方自治体、公的団体の従業員は、その活動が、その行政の業務の生産性に影響をあたえず、かつ、商業的性格がそれに優位しないという条件で、自身の計算または第三者の利益のために、業務時間外で、美術作品を製作することができる。

第 25 条：

上記 24 条に定める領域の芸術家によって実現された芸術作品に帰属する補償または報酬は、国家、地方公共団体、公的団体または国が 50%以上の資本を所有する組織の利益のために、給与を兼ねるものとはみなされない。

第 26 条：

芸術作品の製作のために公務員またはエージェントの欠席が必要な場合には、その者は、15 日を超えない無給休暇を取得することができる。これは、半期に一度更新される。

第 27 条：

芸術家と行政との間の契約は、これに反する規定にかかわらず、個人的かつ直接的に締結され、単に芸術家の名誉上の宣言として、モロッコ人に関しては、姓名、住所、国民識別カード

番号を記載し、外国人の芸術家の場合には、パスポートまたは滞在カードの番号を記載するとともに、郵便もしくは銀行小切手口座または国庫の番号を記載する。芸術家は、この宣言において、芸術的条件と合意した期限内に、契約の目的である芸術作品の実現を約する。

第 8 章：違反の確認および罰則

第 1 款：違反の確認

第 28 条：

このために行政によって任命されたエージェントは、司法警察官に加え、本法およびその適用規定に定められた違反を確認する権能を有する。

第 2 款：罰則

第 29 条：

以下の行為を行ういかなる者も、300 ないし 500 ディルハムの罰金刑に処する。

- 本法 14 条の規定に違反して、18 歳未満の未成年を雇用する者
 - 18 歳未満の未成年に関するその芸術活動に関する情報以外の全ての情報を公表する者
 - 利益を強調して未成年を芸術家の職に専心させる者
 - 16 歳以下の未成年に対し、危険な暴力的芸当またはその生命、健康または精神に危険をもたらす実演を行わせる者
- 罰則は、上記規定の適用の不遵守に関係する給与所得者の数だけ適用されるが、罰金の総額は、20, 000 ディルハムを超えない。

第 30 条：

本法 19 条に定める許諾なく、芸術サービスエージェンシーの活動を行う者は、10, 000 ないし 20, 000 ディルハムの罰金刑に処する。

第 31 条：

芸術家をセールスするために性質のいかんを問わず預かり金または補償金を提供させまたは受領し、従って、本法 21 条の規定に違反する芸術サービスエージェンシーの責任者はすべて、10, 000~20, 000 ディルハムの罰金刑に処する。

第 9 章：最終章

第 32 条：

本法に反する規定、特に、芸術分野における未成年の雇用に関する法および労働法において定められた芸術サービスエージェンシーに関する規定は廃止される。

(原文フランス語：日本語訳 弁護士 井奈波朋子)

2014 年、ユネスコは 1980 年に制定された「芸術家の地位に関する勧告」が加盟各国でいかに反映されているかについての調査を行いました。その際、ベスト・プラクティスの一つとして挙げられたのが、モロッコです (本誌 94 号掲載)。IT 企業法務研究所の棚野正士氏のご尽力で入手し、翻訳・掲載にこぎつけました。棚野氏の行動力、お忙しい中、翻訳の労を担って下さった井奈波弁護士に御礼申し上げます。まさに貴重な資料です。

編集後記

2010年に初めて障がい児や病児のためのプロジェクトをはじめ、2012年度から「ホスピタルシアタープロジェクト」と名前を変えて1年だけ助成金を確保できず、開催を見送りましたが一細々と、かつ確実に活動を続けてまいりました。継続は力ということなのでしょうか。次第に、見える光景が変わってきたように思います。オイリーカートに学んだ成果もありますが、少しずつパフォーマンスの精度が上がってきたように自負しています。しかし、芸術面も、運営面も課題は山積。来年度はどうなるのか、どうするのか、不安とも闘いながら、2017年度のプロジェクトの本番を迎えようとしています。

先日、大学の授業で明治初期の「岩倉使節団」を取り上げたのですが、強く感じたのは、約150年前の使節団が日本の近代化にもたらした影響力とともに、どうやら日本人の本質はほとんど変わっていないという事実です。海外の先進事例に対するナイーブな反応、外交交渉の苦手さ、論理の不在とすり替え、いまだに変わらぬ男女差別の意識（若い世代はかなり変化していますが）、そして海外からの表面的なおいしいとこどり…。かくいう私も、とりわけ英国の演劇システムや作品、公的助成制度の概念等の移入にこの20年間を費やしてきました。まだまだ続くのだろうな、英国カブレですが、私ってきわめて日本人だな〜と苦笑いしております。海外と日本のはざまで悶々する典型的なDNAの保持者のようです。

2018年9月下旬、国際俳優連合(Federation of International Actors)の理事会を東京で開催する準備を進めています。昨年9月のサンパウロでの大会で、日本俳優連合の池水専務理事が、長くインフラ整備から取り残され、団体協約はおろか、人権を踏みにじるような契約慣行の中で仕事する日本の俳優らの状況がプレゼンテーションし、世界の仲間たちを驚かせました。仲間たちが日本の仲間たちのために立ちあがってくれる。先進国で豊かな国の（豊かなふりを演じる国の）貧しい側面が改善されることを願っています。（中山夏織）

特定非営利活動法人

シアタープランニングネットワーク (TPN)

舞台芸術関連の様々な職業のためのセミナーやワークショップをはじめ、調査研究、情報サービス、コンサルティングなど、舞台芸術にかかるインフラストラクチャー確立をめざすヒューマン・ネットワークです。国際的な視野から、舞台芸術と社会との関係性の強化、舞台芸術関連職業のトレーニングの理念構築とその具現化、文化政策・アートマネジメントにかかる情報の共有化、そしてメインストリーム・シアターとコミュニティ・シアターの相互リンケージを目的としています。2000年12月6日、東京都よりNPO法人として認証され、12月11日、正式に設立されました。

theatre & policy シアター&ポリシー

TPNの基幹事業として、2000年6月から定期発行（隔月間・年6回）しています。定期購読（準会員）をご希望の方は、下記の郵便振替口座の摘要欄に「定期購読希望」と記載し、年会費3,000円をご送金ください。

郵便振替口座 00190-0-191663 加入者名 シアタープランニングネットワーク

発行・編集人 中山 夏織

〒182-0001 東京都調布市緑が丘 2-13-22-101 Phone & fax 03-5384-8715 Mail tpn1@msb.biglobe.ne.jp

Theatre & Policy No.105

The Stanislavsky in the World

The System and its Transformations
Across the Continents

編：ジョナサン・ピッチズ（リーズ大学）

ステファン・アキリナ（マルタ大学）

発行：Bloomsbury Methuen

刊行日：2017年5月18日

価格：£24.99

イタリア、フランス、リトアニア、マルタ、ギリシャ、中国、日本、ブラジル、キューバ、アルゼンチン、ナイジェリア、チュニジア、南アフリカ、オーストラリア、インド、バングラデシュ…スタニスラフスキの実践が、世界にどのように伝播し、展開していったのか、そして、未来は？ その国の専門家がそれぞれの国におけるスタニスラフスキのコンテキストと実践を紹介しています。（英語版）

